

平成24年度税制改正への対応について

1 改正の背景

平成24年度税制改正について、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布され、平成24年4月1日からの施行が必要であった制度については、既に専決処分により津市市税条例の改正を行い、平成24年第2回津市議会定例会で承認を頂きました。

平成24年度税制改正のうち、今回津市市税条例において、今後の施行となるもの等について、所要の改正を行おうとするものです。

2 条例改正にかかわる内容

(1) 公的年金等受給者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続きの簡素化

平成26年度分以後の個人住民税の申告について、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とします。

(2) 下水道除害施設に係る固定資産税課税標準の特例措置

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入され、固定資産税の課税標準の特例措置について、地方団体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限又は下限の範囲内において条例で決定できるようになりました。

このことに伴い、下水道の機能を妨げ又は損傷させるおそれのある下水を継続して排出する者が設置する下水道除害施設に係る課税標準の特例率を「4分の3」とします。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得されたものが対象となり、特例率は従来と同じです。

3 今後の対応

津市市税条例の一部の改正についての議案を平成24年第3回津市議会定例会へ提出する予定です。

○地方税法（抜粋）

附 則

第十五条 （略）

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成二十七年三月三十一日）までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第十八項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～五 （略）

六 下水道法第十二条第一項又は第十二条の十一第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの 四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）

3～9 （略）

10 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置された同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもののうち、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額とする。

11～37 （略）

わがまち特例の概要

平成 24 年度税制改正において「わがまち特例」が導入されたことに伴い、平成 24 年度においては、以下の 2 件の特例措置がその対象となりました。

1 下水道除害施設に係る課税標準の特例措置

公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる特例措置を 3 年延長。

特例対象	特例内容
下水道除害施設	課税標準の特例率について、3 / 4 を参酌し、2 / 3 以上 5 / 6 以下の範囲内で条例で定める割合

2 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為（土地の形質変更、舗装等）を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる特例措置を 3 年延長。

特例対象	特例内容
雨水貯留浸透施設	課税標準の特例率について、2 / 3 を参酌し、1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内で条例で定める割合

※ ただし、現在本市には当法令に該当する特定都市河川がないことから、現時点での条例化は行いません。